

令和8年度岐阜県准看護師試験実施要領

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、令和8年度岐阜県准看護師試験を次のとおり実施します。

記

1 試験日時

令和9年2月16日（火） 午後1時30分から午後4時まで

2 試験場所

羽島市江吉良町3047-1 岐阜県立看護大学

3 試験科目

人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

4 受験資格

試験は、岐阜県内の養成所を卒業または卒業見込み、若しくは、資格取得後、岐阜県内の医療機関等に就職することが内定している者で、次のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができません。

- （1） 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（令和9年3月までに修業する見込みの者を含む。）
 - （2） 厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和9年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
 - （3） 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和9年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
 - （4） 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和9年3月までに修業する見込みの者を含む。）
 - （5） 都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和9年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
 - （6） 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が（3）から（5）に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
 - （7） 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、（6）に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたもの
- この場合において、岐阜県准看護師試験受験資格認定の手続き及び審査方法については、別に定めるものとします。

5 受験手続

試験を受けようとする者は、次の書類等を提出してください。

- （1） 受験願書（様式1）

(2) 写真を貼付した受験写真台紙(様式2)

写真は出願前6か月以内に脱帽して上半身像を正面から撮影し、大きさが縦6cm、横4cmのものとし、その裏面には学校又は養成所名、氏名及び撮影年月日を記載し、受験写真台紙に貼り付け、撮影年月日、学校又は養成所名及び氏名を記載してください。

なお、提出に当たっては、次のいずれかの方法によりその写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けてください。

ア 修業(修業見込み)若しくは卒業(卒業見込み)の学校又は養成所等において、受験写真台紙の証明欄に公印を押印し証明を受けるとともに、写真に学校又は養成所等の割印を受けること。また、様式3により写真照合済みであることの確認を受けること。

イ 学校又は養成所等で公印の押印により証明が受けられない場合は、受験者本人が岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課に来庁し、顔写真のある身分証明書等(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート又は写真付き住民基本台帳カード等のいずれか)を願書提出時に提示し、受験者本人であることの確認を受けること。

(3) 受験資格証明書(様式4、様式5、様式6、様式7)

① 4の(1)～(5)に該当する者については、学校又は養成所の修業証明書(修業見込みの者は修業見込証明書)又は卒業証明書(卒業見込みの者は卒業見込証明書)

この場合、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者は、令和9年3月4日(木)午後5時まで(必着)に修業証明書又は卒業証明書を提出してください。

また、令和9年3月4日(木)以降に修業又は卒業する見込みの者については、上記提出期限までに修業又は卒業できると判定されたことを証する卒業判定証明書を提出するとともに、修業又は卒業後速やかに修業証明書又は卒業証明書を提出してください。

なお、令和9年3月4日(木)午後5時までに提出を求めている上記書面の提出がなされないときは、当該受験は無効となります。

② 4の(6)又は(7)に該当する者については、外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証明する書面

③ 婚姻等で氏名が卒業証明書と異なる場合は、戸籍抄(謄)本(発行日から6ヶ月以内のもの)

(4) 准看護師試験受験者情報の登録(別添 准看護師試験受験者情報記入要領参照)

(5) 岐阜県外の養成所を卒業または卒業見込みの者は、資格取得後、岐阜県内の医療機関等に就職することが内定していることを証明する書類(様式任意)

(6) 受験票交付用封筒

角二号(A4サイズ)のもので、表面に郵便番号、宛先及び書留の表示を記載し、後に示す書留郵便料金に相当する郵便切手を同封してください。(レターパック可)

6 受験手数料

受験手数料は6,900円とし、この額を指定する方法により納付してください。

7 受験に関する書類等の受付期間及び受付場所

受験に関する書類等は、令和8年11月16日(月)から令和8年11月27日(金)までの間に岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課へ提出してください。

受験に関する書類等を直接持参する場合の受付時間は、上記期間中、毎日午前9時から午後5時までとします。その場合は、事前に電話による予約が必要です。また、郵送する場合は書留郵便とし、令和8年11月27日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。

8 受験票の交付

受験票は、郵送により交付します（令和9年1月中旬に発送予定）。万が一、令和9年1月25日（月）までに受験票が届かない場合は、速やかに岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課に電話で問い合わせてください。

9 合格発表

試験の合格者は、令和9年3月16日（火）午前10時に県のホームページに受験番号を掲示して発表するとともに、合格証書を郵送します。

（合格証書発送日は3月16日（火）10：00以降となります）

県ホームページアドレス：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3363.html>

＊県ホームページは合格発表当日**午前10時以降**に閲覧可能となりますが、システムの関係上、閲覧が遅れる場合があります。また、アクセス集中時は、再度更新してください。

＜HP画面から検索＞

県庁公式HP トップ ＞ 子ども・女性・医療・福祉 ＞ 医療 ＞
各種医療制度・相談 ＞ 各種試験案内 ＞ 各種試験案内（看護師等）＞
令和8年度合格者一覧

ただし、令和9年3月4日（木）以降に修業又は卒業する見込みの者で、令和9年3月12日（金）午前10時までに修業証明書又は卒業証明書の提出がなされていない者については、修業証明書又は卒業証明書を受領した後に合格証書を郵送します。なお、電話による可否の問い合わせは、一切受け付けません。

10 試験結果の提供

令和8年度岐阜県准看護師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

（1） 提供する試験結果

令和8年度岐阜県准看護師試験の総合得点

（2） 提供期間

合格発表の日から1月間

（3） 提供する場所

個人情報総合窓口（県庁1階 代表 058-272-1111）

又は県の各保健所（センターを含む。）の特別窓口

（4） 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

① 受験票

② マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

11 受験に関する手続き等の問い合わせ

受験に関する手続き等の問い合わせは、原則として電話で受け付けます。岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課に問い合わせてください。

12 受験に伴う配慮

何らかの疾病や障がい等を有する者で受験を希望する者は、令和8年11月27日

(金)の出願期限までに「岐阜県准看護師試験の受験に伴う配慮事項申請書」(様式8)を用いて申請してください。申請者については、受験の際にその疾病や障がいの状態に応じて必要な配慮を講ずることがあります。なお、申請内容を踏まえた対応を検討するため、申請期限の厳守をお願いします。

1 3 その他

- (1) 受験願書、添付書類、受験写真台紙等に記載する氏名は、戸籍(日本国籍を有しない者については、在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)、特別永住者証明書又は住民票)に記載されている文字を使用してください。
- (2) 准看護師試験受験者情報の登録については、「准看護師試験受験者情報記入要領」により正確に入力してください。また、登録された住所に合格証書を郵送するため、**合格証書が確実に届く住所と氏名**を記載してください。
- (3) 試験当日は、受験票、鉛筆(HB又はB)、消しゴム等を持参してください。
- (4) 試験会場(公立大学法人 岐阜県立看護大学)は、駐車場の利用は禁止となりますので、公共交通機関を利用してください。自家用車等の路上駐車は一切禁止します。また、学校単位でバス等を利用する場合は、指定された場所で乗降・駐車してください。
- (5) 試験会場は土足可です。
- (6) 試験会場の収容人員により、受験者数の調整を行う必要が生じた場合には、岐阜県内の准看護師養成所を卒業又は卒業見込みの者、若しくは岐阜県内の医療機関等に就業が内定している者を優先します。

[参照] 受験票の交付にかかる郵送料の目安について

部 数	封筒について	送 料 (単位:円)
1部	角二号(A4サイズ)の封筒にあて先を明記し送料に相当する切手を同封する。 (簡易書留料金350円込み)	530
10部まで		670
30部まで		860
70部まで		1100

*あくまでも目安のため、重量を測定して送料に相当する切手を同封してください。

*レターパックも可。

宛先及び問い合わせ先

〒500-8570 (県庁専用郵便番号のため住所不要)

岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課 看護係 (直通 058-272-8269)